

インターネットでは、自分の名前や顔を簡単に知られることなく発言できます。そのため、匿名性を悪用した人権侵害が発生しています。このことにより、インターネットを介しての人権侵害が、主な人権課題の個々の課題についても行われるということで、密接に関係しています。

平成31年の法務省の人権擁護機関が新規に救済手続きを開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵犯事件数(1,985件)は、高水準を維持しています。うち、プライバシー侵害は1,045件で、うち517件が名誉棄損です。(法務省人権擁護局の資料による)

また、2019 人権意識調査(埼玉県内)によると、県内8ブロックに分け、関心を持っている人権課題は何か(複数可)との問いに、「インターネットによる人権侵害」が、いずれのブロックにおいても上位に入っており大きな社会問題となっています。子どもから高齢者に至るまで情報通信機器を介して、人権侵害が行われていることの現状を踏まえて、一人の人間として最大限に尊重されなければなりませんし、被害の予防・救済のための取り組みが、急務となっています。

1 子どもの人権

前回、「子どもの人権」で述べましたが、インターネット上における児童ポルノの氾濫等児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題、いじめの書き込みや児童虐待の行為をインターネット上に載せるなどの問題に歯止めがかかることを期待しています。

なお、プライバシーの観点から表面化する件数は氷山の一角で、実態の把握はとても難しいです。

それゆえに、被害者である青少年にも適切な教育(学校・地域・家庭)が、必要であると考えます。

(出典 厚生労働省)

2 自殺を誘うような情報等

SNS 等による書き込みで、他人への誹謗、中傷や侮辱、無責任な噂、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめ等、人権やプライバシーの侵害につながる行為も増えています。加害者は、相手に顔がわからないので、興味本位で罪の意識が薄く、安易に書き込みをしてしまうので、徐々に内容がエスカレートしてしまう場合や、特定の個人を複数で攻撃してしまうことがあります。

また、自殺を誘うようなサイトに、普段どおりの判断ができない状態で誘

導され、事件に巻き込まれるケースが起きています。

それゆえに、興味がある青少年にも適切な教育(学校・地域・家庭)が、必要であると考えます。

(出典 厚生労働省)

3 インターネット上の人権侵害を防ぐために

インターネットを利用するときも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。なお、下記の点に注意をしましょう。

- ① 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- ② 差別的な発言を書き込まない
- ③ 安易にあいまいな情報を書き込まない
- ④ 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- ⑤ 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを認識する

(出典 厚生労働省)

4 人権侵害を受けた場合の手続きについて

寄りの法務局へ人権相談をした後に、書き込みの削除を要請される場合に、相談者ご自身で削除依頼をする場合は、プロバイダー等へ削除依頼等の具体的方法の助言を受けることができます。また、相談者ご自身で削除依頼をすることが困難な場合等は、法務局において、当該書き込みの違法性を判断した上で、プロバイダー等へ削除要請をします。なお、応じてくれなかった場合は、裁判所に削除の仮処分命令の申し立てをする方法をご案内します。

(出典 法務省)